

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸輪会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける金銭の給付をいい、その名称の如何を問わないものであって、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うことができる。

- 2 法人から賃金の支給を受けている者については支給しない。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の支給方法は、次のとおり定めるものとする。

- 2 報酬の支給時期は、当該会議に出席した都度、または職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月25日までに支給する。
- 3 報酬は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、旅費規程に定める別表3の報酬及び費用弁償費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 法人の職員を兼務する理事が、職員として出張した場合は、旅費規程に定める職員に関する規定を適用する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は平成29年6月22日(定時評議員会の議決日)から施行する。

2. この改正規程は令和元年6月24日より施行する。

3. この改正規程は令和3年7月1日より施行する。

(別表 1)

名称	報酬
理事会等会議出席報酬等（日額）	5,000円
評議員会等会議出席報酬等（日額）	5,000円

(別表 2)

名称	報酬
理事業務報酬（日額）	5,000円
評議員業務報酬（日額）	5,000円
監事監査等監査業務報酬（日額）	5,000円

(別表 3)

旅費	宿泊費	報酬（1日）	その他費用
実費	15,000円	3,000円	実費

